

○石狩市個人情報保護条例 (平成10年12月15日条例第29号)

改正 平成12年3月30日条例第5号 平成12年12月21日条例第52号
 平成16年9月29日条例第20号 平成16年12月22日条例第24号
 平成21年3月27日条例第1号 平成24年10月4日条例第19号
 平成27年9月30日条例第23号 平成27年12月17日条例第30号
 平成28年3月31日条例第12号 令和3年7月1日条例第14号

目次

- 第1章 総則 (第1条—第6条)
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保 (第7条—第13条)
- 第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等 (第14条—第30条)
- 第3章の2 特定個人情報に関する特則 (第30条の2—第30条の7)
- 第4章 事業者に対する指導等 (第31条—第34条)
- 第5章 雑則 (第35条・第36条)
- 第6章 罰則 (第37条—第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (1)の2 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報のうち、実施機関が保有するものをいう。
- (1)の3 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (2) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）であって事業を営むもの又は事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 石狩市情報公開条例（平成10年条例第26号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利及び利益を十分尊重してこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務についての登録等)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報を使用する事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の開始及び終了の時期
- (4) 個人情報の収集の目的
- (5) 個人情報の収集の方法
- (6) 個人情報の利用の方法
- (7) 個人情報の内容
- (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与及び福利厚生に関する事項並びにこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報の収集に当たっては、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条、宗教及び犯罪歴に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあるものとして実施機関が定める個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規定（以下「法令等の規定」という。）に基づいて収集するとき。

(2) 実施機関が、別に条例で定めるところにより設置する審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づいて収集するとき。

(2) 本人の同意に基づいて収集するとき。

(3) 出版、報道等により公にされている個人情報を収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において収集するとき。

(5) 他の実施機関から第10条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業に使用する個人情報について、本人から収集したのではその事務又は事業の適正な執行に支障が生じ、又はその目的を達成することができないと認めて収集するとき。

(7) 審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めて収集するとき。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報をその内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づいて利用し、又は提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされている個人情報を利用し、又は提供するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において利用し、又は提供するとき。

(5) 同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、個人情報を利用し、又は提供を受ける実施機関が事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(6) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を電子計算機により処理する場合にあっては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利及び利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回

線を用いた電子計算機その他の情報機器との結合（以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報取扱事務に係る個人情報の実施機関以外のものへの提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

（提供先に対する措置の要求等）

第12条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（職員の義務）

第13条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

（自己情報の開示請求権）

第14条 何人も、実施機関に対して、公文書に記録された自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 18歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、本人に代わって前項の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。

（実施機関の開示義務）

第15条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

（個人情報を開示しない場合）

第16条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をしないものとする。この場合において、第9号に該当するときは、開示の請求があった個人情報の存否についても明らかにしないことができる。

- （1）法令等の規定により開示することができないとき。
- （2）開示の請求に係る個人情報に請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき。
- （3）開示の請求に係る個人情報に法人等に関して記録された情報又は事業を営む個人の当該事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められるとき。
- （4）開示の請求に係る個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関するものであって、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
- （5）開示の請求に係る個人情報が国、他の地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得したものであって、請求者に開示をすることにより、市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるとき。
- （6）開示の請求に係る個人情報が市の内部又は市と市以外のものとの間において審議、検討、調査、研究等が現に進められている事項その他の意思形成過程にある事項に関するものであって、請求者

に開示をすることにより、当該事項についての適正な意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるとき。

(7) 開示の請求に係る個人情報 that 市又は国等が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務又は事業に関するものであって、請求者に開示をすることにより、市政の公正かつ適切な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(8) 請求者に開示をすることにより、犯罪の予防又は捜査、個人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(9) 開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報を開示することとなるとき。

(開示の請求の手続)

第17条 開示の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

(2) 開示の請求に係る個人情報が記録された公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示の請求をしようとする者は、自己が当該開示の請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示決定等及びその通知)

第18条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、その旨及び開示の日時、場所その他必要な事項を、文書により請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないとき（開示の請求に係る個人情報が記録された公文書が存在しないときを含む。）は、不開示の決定をし、開示しない旨及びその理由を、文書により請求者に通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 実施機関は、前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）を、開示の請求があった日（開示の請求の補正がなされた場合にあっては、その補正が完了した日。以下この条において「請求日」という。）の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、開示決定等をする期間を、請求日の翌日から起算して45日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び延長後の期間を、文書により請求者に通知しなければならない。

(第三者の意見の聴取等)

第20条 実施機関は、市及び請求者以外のもの（以下この条において「第三者」という。）に関する情報を含む個人情報の開示を決定しようとするときは、あらかじめ、当該第三者に意見を聴くことができる。

2 前項の規定により第三者の意見を聴くときは、実施機関は、その旨及び意見を述べる期限を、文書により当該第三者に通知するものとする。この場合において、実施機関は、当該通知の日から当該期限までの間に少なくとも7日の期間を置かななければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により通知した期限が到来してもなお当該第三者が正当な理由なくその意見を明らかにしないときは、当該意見を聴く手続を打ち切ることができる。
- 4 実施機関は、第1項の規定により第三者の意見を聴いた個人情報の開示を決定したときは、直ちに、その旨を当該第三者に通知するとともに、開示決定の日から開示の実施日までの間に少なくとも14日の猶予期間を置かなければならない。ただし、当該第三者が開示に反対しない旨の意見を明らかにした場合その他特に猶予期間を置く必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(開示の実施)

第21条 個人情報の開示は、実施機関が第18条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示を受けようとする者は、自己が当該個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 2 個人情報の開示の方法は、開示の請求に係る個人情報が記録された公文書の閲覧、写しの交付又は視聴取のうちのいずれかの方法による。
- 3 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が記録された公文書を直接開示することができない相当の理由があるときは、当該公文書を複写又は複製したものの閲覧若しくは視聴取又は写しの交付により開示をすることができる。

(開示の請求の特例)

第22条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示の請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項に規定する個人情報について開示の請求があったときは、第18条の規定にかかわらず、開示決定等をしないうで、前条第2項及び第3項に規定する方法により、速やかに開示をするものとする。

(費用負担)

第23条 個人情報の開示の方法のうち写しの交付に要する費用は、開示を受ける者の負担とする。

(自己情報の訂正請求権)

第24条 何人も、公文書に記録された自己に関する個人情報の内容が事実と相違すると認めるときは、実施機関に対してその訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 第14条第2項の規定は、前項の請求（以下「訂正の請求」という。）について準用する。

(訂正の請求の手続)

第25条 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添えて、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 訂正の請求に係る個人情報が記録された公文書を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める箇所及びその内容
- (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 第17条第2項の規定は、訂正の請求をしようとする者について準用する。

(訂正の請求に対する決定等)

第26条 実施機関は、訂正の請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正の請求があった日（訂正の請求の補正がなされた場合にあっては、その補正が完了した日）の翌日から起算して30日以内に、

訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る個人情報の訂正をした上で、その旨並びに訂正の内容及び理由を、文書により請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を、文書により請求者に通知しなければならない。

(自己情報の利用停止請求権)

第27条 何人も、公文書に記録された自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第8条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の消去

(2) 第10条の規定に違反して利用又は提供されているとき 当該個人情報の利用又は提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

(利用停止の請求の手続)

第28条 利用停止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

(2) 利用停止の請求に係る個人情報が記録された公文書を特定するために必要な事項

(3) 利用停止の請求の内容及び理由

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第17条第2項の規定は、利用停止の請求をしようとする者について準用する。

(利用停止の請求に対する決定等)

第29条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止の請求があった日（利用停止の請求の補正がなされた場合にあっては、その補正が完了した日）の翌日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をした上で、その旨並びに利用停止の内容及び理由を、文書により請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を、文書により請求者に通知しなければならない。

(審査請求)

第30条 実施機関は、開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求（以下この項において「開示の請求等」という。）に対する決定又は開示の請求等に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 当該審査請求が不適法であり、これを却下するとき。

(2) 当該審査請求を認容する場合で、実施機関が諮問の必要がないと認めるとき。

2 実施機関は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して3か月以内に当該審査請求に対する裁決をするように努めなければならない。

第3章の2 特定個人情報に関する特則

(利用の制限)

第30条の2 実施機関は、第10条の規定にかかわらず、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のためにその内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のためにその内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、第10条の規定にかかわらず、情報提供等記録を利用目的以外の目的のために利用してはならない。

(提供の制限)

第30条の3 実施機関は、第10条の規定にかかわらず、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(開示請求権等)

第30条の4 特定個人情報に係る第14条、第17条、第21条、第24条、第25条、第27条及び第28条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条第2項	又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）	若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）
第17条第2項及び第21条第1項	法定代理人	法定代理人等
第24条第2項	第14条第2項	第30条の4第1項の規定による読替え後の第14条第2項
第25条第2項	第17条第2項	第30条の4第1項の規定による読替え後の第17条第2項
第27条第2項	第14条第2項	第30条の4第1項の規定による読替え後の第14条第2項
	前項	前項又は第30条の4第2項
第28条第2項	第17条第2項	第30条の4第1項の規定による読替え後の第17条第2項

2 何人も、第27条第1項に規定するもののほか、公文書に記録された自己に関する特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 第8条の規定に違反して収集されているとき。

ウ 第30条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定

する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第30条の3の規定に違反して提供されている場合 当該特定個人情報の提供の停止

3 第30条の4第1項の規定による読替え後の第27条及び前項の規定にかかわらず、何人も、情報提供等記録の利用停止の請求をすることができない。

(特定個人情報を開示しない場合)

第30条の5 特定個人情報にあつては、第16条に規定するもののほか、開示の請求に係る特定個人情報について、請求者(前条第1項の規定による読替え後の第14条第2項の規定により、法定代理人等が本人に代わって開示の請求をする場合にあつては、当該本人をいう。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が含まれている場合においては、当該開示の請求に係る特定個人情報の全部又は一部の開示をしないものとする。

(訂正決定に基づく訂正をした場合における通知)

第30条の6 実施機関は、第26条第2項の決定に基づく特定個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、当該特定個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(適用除外)

第30条の7 特定個人情報については、第11条、第12条及び第35条第3項の規定は、適用しない。

第4章 事業者に対する指導等

(事業者に対する指導及び勧告)

第31条 市長は、事業者が第4条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(受託者の義務等)

第32条 実施機関から個人情報の処理、施設の管理その他の業務の委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託者並びに受託業務に従事している者及び従事していた者は、当該受託業務の処理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 実施機関は、受託者に対し、受託業務の処理を行う場合における安全確保の措置を講じさせなければならない。

(国又は他の地方公共団体への協力要請)

第33条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(指定管理者に関する特例)

第34条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2章及び前章(第30条の4から第30条の6までを除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	備えなければならない	当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）に提出しなければならない
第7条第1項第8号	実施機関	指定実施機関
第7条第2項	個人情報事務登録簿	指定実施機関を通じて個人情報事務登録簿
第7条第3項	市	指定管理者
第7条第4項	遅滞なく	指定実施機関を通じて遅滞なく
第7条第5項	実施機関	指定実施機関
第8条第2項	実施機関が定める	指定実施機関が定める
第8条第2項第2号	実施機関	指定実施機関
第8条第3項第7号	審査会	指定実施機関が審査会
第10条	当該実施機関以外	指定実施機関及び当該指定管理者以外
第10条第6号	審査会	指定実施機関が審査会
第11条第1項	実施機関以外	指定実施機関及び当該指定管理者以外
第11条第2項	実施機関以外	指定実施機関及び当該指定管理者以外
	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第12条	実施機関以外	指定実施機関及び当該指定管理者以外
第30条の2及び第30条の3	第10条	第34条第1項において準用する第10条
第30条の7	第11条、第12条及び	第34条第1項において準用する第11条及び第12条並びに

2 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務について、第8条第2項第2号若しくは第3項第7号、第10条第6号又は第11条第2項の規定により既に審査会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審査会の意見を聴いたものとみなす。

3 第1項に規定する場合における第3章、前章（第30条の4から第30条の6までに限る。）、第4章及び第6章の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条第1項	実施機関に対して、公文書に記録された	指定実施機関に対して、当該指定管理者が保有する
	個人情報	個人情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下この章、第4章及び第6章において同じ。）
第15条	当該開示の	指定管理者から当該開示の請求に係る個人情報の提供を受けて、当該開示の
第17条第1項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関

第17条第1項第2号、第18条第2項及び第21条第2項	が記録された公文書	の記録
第21条第3項	が記録された公文書	の記録
	当該公文書	当該記録
第24条第1項	公文書に記録された	指定管理者が保有する
	実施機関	指定実施機関
第25条第1項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
第25条第1項第2号	が記録された公文書	の記録
第26条第2項	訂正をした	訂正を指定管理者に行わせた
第27条第1項各号列記以外の部分	公文書に記録された	指定管理者が保有する
	実施機関	指定実施機関
第28条第1項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
第28条第1項第2号	が記録された公文書	の記録
第29条第2項	利用停止をした	利用停止を指定管理者に行わせた
第30条の4第2項各号列記以外の部分	公文書に記録された	指定管理者が保有する
	実施機関	指定実施機関
第30条の4第2項第1号ア	実施機関	指定管理者
第30条の6	訂正をした	訂正を指定管理者に行わせた
第32条見出し	受託者	指定管理者
第32条第1項	実施機関から個人情報等の処理、施設の管理その他の業務の委託を受けた事業者（以下「受託者」という。）は、当該受託した業務	指定管理者は、公の施設の管理業務（以下「管理業務」という。）
第32条第2項及び第3項	受託者	指定管理者
	受託業務	管理業務
第37条	実施機関の職員若しくは職員であった者又は第32条第1項の受託業務	指定管理者が行う管理業務
	が記録された公文書	の記録
	当該実施機関以外	指定実施機関又は当該指定管理者以外
第40条	法人の代表者又は法人若しくは人	指定管理者の代表者又は指定管理者
	法人又は人の	指定管理者の管理
	法人又は人に対して	指定管理者に対して

第5章 雑則
(他の制度との調整)

第35条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報

2 第2章及び第3章の規定は、実施機関が、市民の利用に供することを目的として、図書館その他これに類する施設において保有している個人情報については、適用しない。

3 第3章の規定は、その個人情報について、他の法令の規定等（石狩市情報公開条例の規定を除く。）により開示、訂正又は利用停止の手續が定められている場合においては、適用しない。

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

第37条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第32条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書のうち、電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成された情報の集合物（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を当該実施機関以外のものに提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第38条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された公文書を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第37条又は第38条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第41条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（石狩市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 石狩市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和61年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際実施機関が現に行っている公文書取扱事務については、第7条第2項中「公文書取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該」とあるのは、「現に行っている」と読み替えて同項の規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に市長に対してされている旧条例第9条又は第10条の規定による請求又は申出は、それぞれこの条例第14条第1項又は第24条第1項の規定により実施機関に対してされた開示の請求又は訂正の請求とみなす。

附 則（平成12年3月30日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第52号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年9月29日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月22日条例第24号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月4日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第23号）

この条例中第1条及び第3条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第30号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の6の改正は、令和3年9月1日から施行する。

